

平成 26 年度福岡市保健福祉審議会 第 2 回障がい者保健福祉専門分科会

【事務局】 定刻より少し早いですが、皆さんお揃いということでございますので始めさせていただきます。ただ今から、福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を開催いたします。私は本専門分科会の事務局を担当いたしております福岡市保健福祉局障がい者部長の古賀と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、出身団体の役員の異動等によりまして、本日の分科会から新たにご出席いただいている委員が 2 名いらっしゃいますのでご紹介させていただきます。福岡市特別支援学校校長会から福岡市立生の松原特別支援学校の高嶋正章委員でございます。福岡地区中小企業団体連合会から事務局次長の野々上幸治委員でございます。

本日は委員総数 21 名のところ、15 名の委員の皆さまのご出席のご報告をいただいております。過半数を満たしておりますので、福岡市保健福祉審議会条例第 7 条第 9 号の規定によりまして、本専門分科会は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。

また、福岡市情報公開条例に基づきまして、本専門分科会は原則公開となっておりますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆さまには事前に送付させていただきました会議資料の確認をさせていただきます。お送りしておりますのは会議次第、委員名簿、座席表、いずれも A4 サイズ各 1 枚でございます。それから会議資料の 1 と 3～5、参考資料の 1～4 でございます。資料 2 の「障がい児・者等実態調査報告書」及び参考資料 5 の「福岡市障がい保健福祉計画」は机上に置かせていただいております。

続きまして、本日の会議についてご説明申し上げます。議題は「各施策の現状と課題」といたしております。まず、昨年実施いたしました「障がい児・者等実態調査報告」と現在の計画でございます「障がい保健福祉計画の進捗状況」、それから「福岡市が策定する次期障がい保健福祉計画に対する意見書」についてのご説明を申し上げます。その後、皆さまにご審議いただき今後の計画策定に向けてご意見をいただきたいと思いますと思っております。

最後に、次回は来週になりますけれども 7 月 22 日に予定しております。次回に議論いただく予定の「第 4 期福岡市障がい福祉計画における障がい福祉サービスの見込量等」についてご説明を申し上げます。

説明は以上でございますけれども、前回の審議会からちょっと時間がたっておりますので、議事に入る前に改めて今年度の専門分科会の審議内容と開催予定についてご説明申し上げます。

【事務局】 それでは参考資料 1「平成 26 年度福岡市障がい保健福祉専門分科会スケジュール」をご覧ください。既に 4 月 2 日の第 1 回専門分科会におきましてお話をした内容ですけれども、今年度の当専門分科会の審議内容と開催予定につきまして改めてご説明させていただきます。中央の欄が専門分科会の開催スケジュールになりますが、専門分科会①とございますのが 4 月 2 日の第 1 回専門分科会で、本日は 7 月の②第 2 回専門分科会でございます。

それで右側に議題等を示しておりますが、本日は「各施策の現状と課題について」ということで、第 4 期福岡市障がい福祉計画の策定の前に押さえておくべき事項でございます

「実態調査の結果」「現行の福岡市障がい保健福祉計画の進捗状況」、それから先日まとまりました「障がい者等地域生活支援協議会からの提言」についてご報告し、ご審議いただきたいと思っております。また、本日は次回以降にご審議いただきます「第4期福岡市障がい福祉計画」につきまして、「成果目標及び活動指標」の事務局案をご説明いたします。

そして8月にかけて、あと2回専門分科会を開催いたしまして、第4期福岡市障がい福祉計画をご審議いただき、計画の原案まで固めたいと思っております。

その後、左側の欄ですけれども、9月に市議会第2委員会にご報告の上、10月にパブリックコメントを実施し、広く市民や障がい当事者等のご意見をお聞きいたします。そして1月にはその結果を踏まえまして第6回専門分科会で最終的な答申案をご審議いただき、その後答申をいただきたいと考えております。これが今年度の1つの目標でございます、第4期福岡市障がい福祉計画策定に関するスケジュールです。

この障害福祉計画は、法定計画として平成27年度から29年度にかけて3年間計画を定めることが必須となりますことからこのようなスケジュールで策定いたしますけれども、この計画はいわば実施計画でございます。その上位計画となる「福岡市障がい者計画」の部分につきましては、今回は地域福祉計画、老人福祉計画等と併せて「福岡市保健福祉総合計画」として抜本的に見直すこととしておりますので、今年度後半から来年度にかけて検討してまいります。この審議につきましては、今年度10月下旬のところに⑤とあります第5回専門分科会、それから2月ごろに予定しております第7回専門分科会で審議をお願いしたいと思っております。

次のページを開いていただきまして、「計画の審議体制及び審議の流れ」という資料です。これは前回の資料でございますけれども、ここに全体の審議スケジュールを示しております。今からご審議いただきます第4期福岡市障がい福祉計画は一番下の欄でございます。平成26年度中にご審議いただきまして、平成27年度から新計画となるものです。この上位計画になります福岡市障がい者計画は、福岡市保健福祉総合計画の4番目の黒い四角、「市町村障害者計画」の部分でございます。今年度後半から来年度にかけてご審議いただきまして、平成28年度から新計画とするものでございます。

このようなことから1点申し添えますと、これからご審議いただく福岡市障がい福祉計画は、上位計画の福岡市障がい者計画の新計画移行に1年先立って進むこととなりますので、まずは現行の福岡市障がい福祉計画に基づいた計画としてご審議いただくことにならうかと考えております。

したがって、今後大きく変わる審議の要素等につきましては、今年度後半からご審議いただきます福岡市障がい者計画の中でじっくりご審議いただき、その結果として出てきたものにつきましては、必要に応じて障がい福祉計画のほうも検討していく形も出てくるのかと考えておりますのでよろしくお願いいたします。説明は以上でございます。

【事務局】 それでは議事に入りたいと思いますが、これからの会議進行につきましては会長をお願いいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

【会長】 それでは本日の会議次第に基づいて議事を行いたいと思います。本日は説明部分が非常に長うございますので、最初に事務局から説明していただき、その後3つの部分に分けてそれぞれご審議いただきたいと思います。

最初に、「各施策の現状と課題」について事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

【事務局】 まず、「福岡市障がい児・者等実態調査」から説明させていただきます。資料は実態調査の「概要版」と「報告書」の2つがございますけれども、主に概要版によりご説明いたします。一部、概要版で触れていないところにつきましては、報告書の本編を途中で見るかと思えます。

それでは概要版の1ページをお開きください。このページは「調査の目的」「調査の設計と回収状況」が記載されていますが、昨年度に速報を説明したときに内容は説明しておりますので、本日は省略させていただきます。

次に2ページですけれども、「障がい児・者等の概況」について、まず「身体・知的障がい児・者数の推移」でございます。特徴的なことは、表の一番下の欄をご覧くださいますと、平成2年度から平成25年度の増減率が示されていますけれども、「身体障がい」「知的障がい」のそれぞれの総数、合計等、2倍を超える大きな伸びを示しておりますが、「身体障がい児」だけは1.1倍と大きな変動がない状況でございます。

次に3ページをお願いします。まず身体障がい児・者の状況ですが、「手帳等級別」の状況では、左側の円グラフを見ていただきますと「重度」の方が約半数を占めており、折れ線グラフを見ていただきますと、「重度」の方が増えていることが分かります。「障がい種別」の状況につきましては右側の円グラフのとおりでございます。

次に、知的障がい児・者の状況ですが、「中度」「軽度」の方が5割強を占め、「重度」の方に比べ増減率も高くなっていることが分かります。

4ページでございます。精神障がい者の状況ですが、今回の調査で把握した精神障がい者の数は3万5650人で、内訳は「入院」が3603人、「通院中」が3万2047人となっております。棒グラフを見ていただきますと、平成17年度からの推移では入院者はほぼ横ばいですが、通院者数は1.6倍に増加しています。

ここで報告書本編の290ページをご覧くださいたいのですが、精神保健福祉手帳の取得状況を見ますと28.4%となっております。等級別の内訳では「2級」が65.7%となっております。参考に平成25年3月末現在の精神保健福祉手帳の発行件数を見ますと、9264名になっています。概ね数値が合っているのかなというところでございます。

次に、発達障がい児・者の状況です。概要版の4ページにお戻りください。発達障がいについては手帳等による人数の把握が困難で、全国的に見ましても人数が把握できない状況ですが、当市の療育センター等の受診状況を見てみますと増加傾向にありまして、特に新規受診児に占める発達障がい児の割合は6割を超え、増加している状況です。手帳の所持状況につきましては、本編の418ページですが、療育手帳の所持者が23.9%、精神保健福祉手帳の所持者が31%となっております。

それから難病患者の状況ですが、「特定疾患医療受給者証所持者数の年次推移」を見ますと、平成21年度から24年度で比較すると1.2倍に増えている状況です。こちらの手帳の所持状況につきましては報告書の499ページにあります。身体障害者手帳では「重度」「中度」「軽度」を合計しまして29.2%の方が所持しているという状況でございます。

5ページにまいります。ここからは「主な調査結果」をまとめたものでございます。まず基本属性についてですが、「性別」については障がいの種別により男女構成比に違いがございます。特に発達障がい児・者は「男性」が7割強を占めています。「年齢」につきましては身体障がい者では「65歳以上」の高齢者が7割弱を占め、精神障がい者の入院者、

それから難病患者でも高齢者の占める割合が高くなっています。逆に知的障がい者、発達障がい者では「20歳以下」の若年層の占める割合が高くなっています。

6 ページからは生活の状況です。まず「住まいの形態」では、精神障がい者の「持ち家」の割合が高くなっています。次に「世帯構成」では、高齢者が多い身体障がい者と難病患者では「子と障がい者本人」「夫婦のみ」の割合が高く、若年層が多い知的障がい者では「親と本人」が高くなっています。また精神障がい者は「一人暮らし」が多くなっているということです。

7 ページにまいります。「主な介助者」につきましては、身体・知的障がい児や発達障がい児・者、若年層が多い知的障がい者では「母親」が多くなっています。これに対しまして高齢者が多い身体障がい者、難病患者では「配偶者」の割合が高くなっています。また通院の精神障がい者、難病患者では「世話をしてもらわない」が高くなっています。

「主な日中の過ごし方」につきましては、高齢者が多い身体障がい者、難病患者では「自宅で過ごしている」が多くなっていますが、若年層が多い知的障がい者や発達障がい児・者でも2割前後を占めているということです。また知的障がい者では「作業所や福祉施設で働いている」、難病患者では「社員・従業員として働いている」が多くなっています。

8 ページ、外出の状況です。「主な外出先」は、「買い物」がどの障がいでも6割～7割と高くなっています。また「病院・医院など」「食事・喫茶」「散歩・散策」も高くなっています。「外出時に不便や困難を感じる」とにつきましては、「歩道がない道路」がどの障がいでも高くなっています。また身体・知的障がい児、発達障がい児・者、通院の精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」が高くなっています。

それから「外出の回数を増やしたいところ」というのも本編にあるのですが、簡単にご紹介いたしますと、いずれの障がいでも「旅行」とか「行楽」、それから「散歩・散策」「買い物」などが多くなっているということです。また通院の精神障がい者、発達障がい者では「仕事」というのも割合が高くなっています。

9 ページ、就労についてです。「就労状況・就労形態」についてですが、仕事をしている人はいずれの障がいでも30%を超えているということです。しかし就労の形態を見ますと、「正規の社員・従業員」が知的障がい者では13.1%と、他の障がい者全体が4割弱から半数弱となっていることと比較すると低くなっています。その一方で、知的障がい者では「施設で働いている」人が42.6%を占めています。

次に「就労支援として必要なこと」についてですが、「調子の悪いときに休みを取りやすくする」「短時間勤務などの労働時間の配慮」が共通して高くなっています。また知的障がい者、発達障がい者では、ピンク色の項目の部分ですが、ジョブコーチ的なニーズが高くなっています。

また、「就労に対する社会の理解度」についても聞いておりますので、ここにはないのですが簡単に紹介いたしますと、「社会の理解度があまりあると思わない」と「あると思わない」という2つの合計が、精神障がい者と発達障がい者でそれぞれ53.9%と73.5%で過半数です。特に発達障がい者では「社会の理解がとてもあると思う」「ある程度あると思う」という2つの項目の合計が9.1%と1桁になっておりまして、精神障がい者、発達障がい者の就労に対する社会の理解度が遅れていることが分かるかと思えます。

10 ページからは福祉サービスの利用と提供についてです。まず「福祉サービスの利用状

況と利用意向」ですが、身体障がい者では「地下鉄料金の助成」など交通関係の利用状況が3割弱と高く、今後の利用意向といたしましても「福祉タクシー料金の助成」が高くなっています。知的障がい者では「福岡市重度心身障がい者福祉手当」「地下鉄料金の助成」の利用が高くなっておりまして、利用意向としては「短期入所」や「グループホーム」が高くなっています。身体・知的障がい児では「福岡市重度心身障がい者福祉手当」「地下鉄料金の助成」に加えまして、「日中一時支援」「補装具」「居宅介護」など複数のサービスの利用が高くなっています。利用意向としては「放課後等デイサービス」「短期入所」などが高く、「就労系のサービス」「グループホーム」なども高くなっている状況です。

11 ページは難病患者の状況になります。難病患者の「利用状況と利用意向」とも1割前後と低いのが特徴です。利用状況としては「居宅介護」「日常生活用具」「補装具」を利用している人が1割弱。今後の利用意向としては「移動支援」や「居宅介護」が上位に挙がっています。この中に項目で、身体・知的障がい者でございました「交通系のサービス」「福祉手当」などが入っていないのは、難病患者というだけではそれらの施策の対象となっていないということで、アンケートの項目に挙がっていないというところがございます。手帳を持っている身体障がい者という方は、そちらのほうで対象になってくるということがございます。

12 ページは、通院の精神障がい者の「医療・福祉サービスの利用状況と利用意向」です。「デイケア」を利用している人が約3割と高く、「地下鉄料金の助成」「訪問看護」も2割弱と高くなっています。利用意向としては「交通系のサービス」「就労系のサービス」が高くなっています。

なお、ここは発達障がい児・者に関する記述がございませんので、報告書本編の関連する項目を説明いたします。457 ページです。聞き方が違うので同じような整理ができなかったのですが、「利用したいサービス等について」ということで、他の障がい区分とは少し違った形で聞いております。ここで高くなっているのは、左側の下から2段目「健康」のところの「発達障がいについて理解のある医療機関の育成」、「お金」のところの「経済的負担を軽減するための手当」、2つ上の段「仕事」のところの「発達障がい者の雇用に対する職場の理解啓発」、さらに「学校」のところの「教師の発達障がいに関する専門性の向上」がいずれも約7割となっており、医療、教育、雇用分野での関係者の理解促進や専門性向上に関する項目が上位を占めているという状況でございます。

それでは概要版にお戻りいただきまして、13 ページです。今度は事業者アンケートからの結果です。下の「3.事業所側からみた不足している社会資源」についてです。「医療ケアが可能な短期入所施設」が7割弱と飛び抜けて多くなっています。以下、「入所施設」「住まい」などご覧のとおりでございます。

また、アンケート作成時に議論となりました「利用対象及び範囲の拡大をしてほしい福祉サービス」、それから「優先度が低い福祉サービスの有無に関する状況」につきまして、ここにはないのですが、「分からない」という回答がいずれの障がい区分でも過半数を超えているという状況でございました。

「利用対象範囲の拡大をしてほしいサービス」については、身体障がい者では報告書の75 ページになります。「福祉タクシー料金の助成」が特に高くなっているということです。それから知的障がい者につきましては162 ページで、こちらは「グループホーム」「短期

入所」「移動支援」が高いということです。身体・知的障がい児につきましては 245 ページです。「移動支援」「放課後等デイサービス」などが高くなっており、384 ページが精神障がい者になりまして、「福祉乗車券の交付」が非常に高いという状況でございます。次は難病患者ですが 535 ページ、こちらでは「居宅介護」「グループホーム」「移動支援」などが高くなっています。

なお、「優先度が低いサービス」につきましては、「ある」と回答した人が非常に少なく、有効なデータは取れていないという状況でございます。また、「新たに実施してほしい福祉サービス」というのも聞いているのですが、「ない」との回答がどの障がいにおいても過半数を超えています。ただ、こちらは自由意見ではいろんな意見が出てきているという状況でございます。

概要版にまたお戻りいただきまして 14 ページでございます。障がい者に対する差別についてです。まず「差別を受けた経験」については、知的障がい者や身体・知的障がい児、発達障がい児・者で 6 割前後を占めていることが分かります。次に「差別を受けた内容」につきましては、すべての障がいに共通して「近所の人達の対応で不愉快な思いをした」「相談機関・相談窓口に行った時、職員の対応で不愉快な思いをした」が上位に挙がっています。また身体・知的障がい児では、「施設や園、学校の職員及び他児童生徒の対応で不愉快な思いをした」が 5 割弱と高くなっています。

15 ページ、「障がい者の人権に関して問題があること」についてです。すべての障がいに共通して、「人々の障がい者に対する理解を深める機会が少ないこと」「差別的な言動を受けること」などが上位に挙がっています。発達障がい者では、「発達障がいの特性から生じる困難さに対し、配慮がされていないこと」が 7 割近くを占め、大変高くなっています。

次に 16 ページです。ここからは「地域とのかかわり・障がい福祉全般について」です。まず「地域から受けてほしい支援や交流の内容」についてです。すべての障がいを通して「普段から定期的に声かけなどをする」が高くなっています。なお、ここには書いていないのですが、「地域から受けてほしい支援や交流はない」という方が身体・知的障がい児で 13.6%、発達障がい児・者で 20.7%、そのほかの障がいでは 25%程度いらっしゃいます。

また、「災害時に頼れる人」も聞いているのですが、各障がいとも「同居の家族」が多いのですが、精神障がい者では 49.2%で、ほかの障がいに比べるとかなり低くなっております。「頼れる人がいない」との回答についても、他の障がいが約 6%以下という状況ですが、精神障がい者では 11.7%と 1 割を超えているということでございます。

17 ページにまいります。「障がい者福祉施策として国や県、市に力を入れてほしいこと」についてです。各障がい共通して「年金など、所得保障の充実」「障がい者に配慮した保健、医療体制及び医療費公費負担制度の充実」が上位に挙がっています。また身体障がい者を除いて「就労支援の充実」も上位に挙がっています。身体・知的障がい児では「特別支援教育の充実」が 1 位となっています。

最後に 18 ページですが、「障がい者支援として地域社会や企業等に望むこと」です。身体障がい者を除きまして、「障がいに対する理解を深める」が概ね 5 割を超えて 1 位になっていることが特徴的です。また「公共交通機関や建物等を障がい者が利用しやすくするようにつくる」も概ね 3 割を超えて、各障がいに共通して高くなっています。さらに「企業で障がい者を積極的に雇用する」も高くなっています。以上で実態調査報告書の説明を

終わらせていただきます。

次に「福岡市障がい保健福祉計画の進捗状況について」ということで、資料 3 をご覧ください。本日は時間の都合により、前々回の 2 月 3 日にご説明しましたところから変わった部分をピックアップしてご説明いたします。

まずは「計画期間中の主な取組」についてです。1 ページをお開きください。前回からの変更部分はアンダーラインを引いています。「1.短期入所の充実」につきましては、前回は短期入所の試行を実施予定としていましたが、その後 6 医療機関で短期入所の試行を実施しまして、一部の医療機関については新たに短期入所の指定を予定しているところでございます。

「2.入院時コミュニケーション支援の対応検討」につきましては、前回利用実績 7 名が 8 名に増えています。

「3.行動援護の充実」につきましては、事業所数が 1 ヶ所、実利用者も 1 名増え、利用時間数もそれに伴って増えています。

2 ページにまいりまして、「5.日中活動の場の確保」につきましては、利用者数が 5090 人から 5127 人に増えるなどの実績が伸びています。

「6.発達障がい者への支援」につきましては、平成 25 年度の実績が出ましたので数値を置き換えさせていただいております。

3 ページでは、「7.強度行動障がい者への支援」につきまして、進捗状況で具体的取組として平成 27 年 1 月設置に向けて、「強度行動障がい者を集中して支援する拠点をモデル的に設置するため、民間事業者と共同支援体制構築のための協議を進めている」ということを追記しております。

4 ページは、「9.グループホーム・ケアホームの設置促進」につきまして、前回報告時から整備が進みまして 539 人から 542 人に伸びております。また市営住宅の活用につきまして、平成 26 年度からはモデル事業が本格実施となっております。報酬体系につきましては平成 26 年度も引き続き国要望を行う予定でございます。

5 ページ、「1.障がい者就労支援センター事業の推進」につきましては、平成 25 年度の実績が出ましたので就職者数を追記していますが、前年に比較しまして若干伸びておりません。

6 ページ、「2.精神障がい者・発達障がい者への就労支援」につきまして、障がい者等地域生活支援協議会就労支援部会における検討が進みまして、表現を変えております。この件につきましては、後ほど改めてご説明を申し上げます。「3.ときめきプロジェクトの推進」につきましては表現の変更でございます。

7 ページにまいりまして、「2.利用者にとって分かりやすい情報発信」につきまして、これは時点修正になっております。

「3.サービス未利用者への適切な情報提供の推進」につきましては、前回、関係機関と協議をしておりましたが、協議が整いまして、その結果、「相談支援センターが家庭訪問等を行うこと」といったことを記載しています。

8 ページですが、まず「1.相談支援体制の充実・検討」につきましては、計画相談支援の完全実施に向けた取組みを進めていくことなどを追記しております。「2.自立支援協議会の充実」につきましては、意見書のとりまとめを 26 年度中としておりますが、作成でき

て意見書がとりまとめられましたので、後ほどご説明いたします。その他、時点修正を行っております。9ページは特に変化がございません。

10ページ、「障がい福祉サービスに関する数値目標について」でございます。実績の欄に平成25年度末の直近の数値が入っただけでございますので、前回の説明後に状況が変わっている箇所についてご説明いたします。まず、表の一番下の欄「就労移行支援（A型）の利用者数」についてですが、大変大きく伸びている状況でございます。これは最近特にA型事業所の設置件数が伸びているということによります。

11ページにつきましても、下の表にございます「A型事業所」の目標値に対する実績が平成25年度に240%を超えているという状況でございます。また、このページでは上の表の一番下「重度障害者等包括支援」につきまして、平成25年度から1事業所が設置されまして実績が上がっております。

それから12ページの「相談支援」につきまして、実績数としてはまだまだなんですが、平成25年度から各相談支援の動きが少し具体的に出てきているかと思えます。

13ページ以降につきましては、前回の報告から大きな変化は生じておりませんので、説明は省略させていただきます。

それでは説明事項の最後になります。福岡市障がい者等地域生活支援協議会からの「福岡市が策定する障がい保健福祉計画に対する意見書」でございます。資料4をご覧ください。

表紙をめくっていただきますと目次がございます。ここに意見項目が3つ挙げられておりますが、これが具体的な意見になってまいります。1つ目が「医行為の必要な障がい者に対する支援について」、2つ目が「行動障がいのある障がい者に対する支援について」、3つ目が「発達障がい者及び精神障がい者の就労支援について」でございます。

まず、これらの項目が提出された経緯等について簡単にご説明いたします。資料1ページの「はじめに」のところからです。まず福岡市障がい者等地域生活支援協議会、以下「協議会」と呼ばせていただきますけれども、これにつきましては元々平成18年の障害者自立支援法の施行に伴い、平成19年6月に自立支援協議会として設置したものでございまして、その後、平成22年度の自立支援法の改正で設置が法定化されたこと、それから障がい福祉計画に対して意見を述べる機能が追加されたことに伴いまして、平成24年8月に地域生活支援協議会として再編をいたしましたものでございます。

1ページ下から4行目になりますが、平成25年度に施行されました障害者総合支援法では、第88条第8項に「市が市町村障害福祉計画を策定又は変更する場合には、協議会の意見を聴く」と規定されております。これに基づきまして、協議会におきましては2ページ以下にありますとおり、協議会の下に各区に設置されました区部会が個別事例、具体的な事例の検討を行いまして、その中から福岡市の社会資源の状況と摺合せを行いました上で、協議会として福岡市全体で解決すべき課題を地域課題という形で選び、これに対応する方策の案について協議を行います。

その際、必要に応じて専門部会を設置することができて、福岡市では常設の専門部会として就労支援部会、それから今回の地域課題の検討にあたって福祉型短期入所部会を設置いたしました。協議会の方では、これらの活動の成果をまとめて福岡市に意見書を提出し、それを市は障がい福祉計画策定の資料の1つとして本専門分科会に提出しているという位

置づけでございます。この協議会全体の流れについては、16 ページに図で示しておりますので参考にしていただければと思います。

それでは、まず意見項目の 1 つ目、「医行為の必要な障がい者に対する支援について」をご説明いたします。3 ページをご覧ください。

まず、現状についてですが、医行為の定義について書いておまして、そのうち 4 行目、「たんの吸引及び経管栄養については、医療的ケアとして平成 24 年 4 月から研修を受けた介護職員等が実施できることとされる」とあります。福岡市内の医行為の必要な障がい者数は 200 名前後と考えられます。これらの医行為の必要な障がい者が利用する短期入所サービスとしては、病院等で実施する医療型短期入所サービスがあるわけですが、平成 23 年度には市内 1 ヶ所の病院のみということで、利用が集中しております。その後、福岡市では医療機関に積極的に働きかけを行って、新たに 3 事業所が指定を受けることとなりますが、利用は進んでいないという状況でございます。

協議会といたしましては、3 ページの下から 4 ページ前半にありますように、具体的な事例を通して検討いたしまして、4 ページの(3)ですが、医行為の必要な障がい者を受け入れる短期入所事業所が不足していることというのを地域課題として認めて、地域課題の解決方法も考えていくということになりました。

まず 1 つ目が、4 ページ 3 の「(1)医療型短期入所事業所及びサービス利用者の増加の取り組みについて」ということで、「①医療機関に対する指定申請勧奨」については一定の成果を上げておりますが、先ほど申し上げたとおり利用が進んでないという状況です。②の「おうちで暮らそうプロジェクト」については、平成 25 年度から NPO と共働して取り組んでおまして、具体的には医療機関及び利用者に対するニーズ把握調査、未指定医療機関での医療型短期入所試験的運用、情報提供ツールとしてのパーソナルブックの作成に取り組まして、5 ページの前半に書いているように一定の成果を上げているところです。

また、「(2)医療的ケアの可能な福祉型短期入所事業所の増加に対する取り組みについて」は、協議会として福祉型短期入所部会を設置して報告書を作成しております。5 ページの下から 6 ページにかけて、その内容をまとめております。6 ページにありますように、生活介護事業所等が取り組むべきこと、それから福岡市が短期入所事業所等に対し支援すべきこととして具体的に提言をいただいているところでございます。

7 ページの「まとめ」が協議会の意見の核になるところでございます。本協議会として、今後の福岡市の取り組みとして医療型短期入所サービスの試験的運用の成果を踏まえ、医療型短期入所事業所のさらなる増加に向けて、病院への戸別訪問による指定申請の勧奨などに一層取り組む必要があると考えました。また、事業所と利用者のマッチングに効果的なパーソナルブックの普及についても併せて取り組む必要があるということです。

一方で、16 歳未満の児童及び濃厚な医療的ケアを必要とする重度の障がい児・者については受け入れ可能な医療機関がほとんどないということ、それから利用者側にしても、「本人が慣れている施設が安心できて良い」「普段から本人の支援にかかわっている人に支援をしてほしい」という希望が強いこと、こういったことから医療機関での集団的介護では解決できないレスパイトのニーズが一定存在すると認められるため、その方策を考えることが必要である。

その一案が 5 ページの「(2)医療的ケアの可能な福祉型短期入所事業所の増加に対する取

り組み」でございます。福祉型短期入所事業所において、医行為の必要な障がい者の受け入れが可能となるように部会の報告内容に従い、生活介護事業所に対する啓発、それから共同支援事業の創設などの諸施策を検討することが必要である。また、16歳未満の児童等については受け入れ可能な医療機関が少ないことや最重度の医行為の必要な障がい者の中には短期入所サービスが利用できない者もいることを踏まえ、短期入所サービス以外のレスパイト事業も検討する必要があるということを意見書としてまとめているところでございます。

2つ目の意見項目である「行動障がいのある障がい者に対する支援について」です。8ページになります。

まず現状についてですが、1段落目に強度行動障がいの定義について書いています。2段落目に、福岡市における強度行動障がい者の数を示していますが、平成24年度の調査によると、施設入所者74人、その他116人、合わせて190人程度となっております。3段落目は、現在の福岡市の取り組みについてを述べておりますが、民間事業所の支援員養成研修、強度行動障がい者が利用している短期入所サービスやケアホーム等の事業所において、他の事業所の職員と共同で支援する共同支援を行っています。4段落目以下では、行動障がいと密接な関係がある発達障がい者の支援において相談件数が増加し、個々の相談支援が難しくなっている状況、またスキルを持つヘルパーの不足により一部のヘルパーに負担が集中している状況等を整理しています。

協議会としては、これらの現状を踏まえて、8ページの下から10ページにかけて具体的な事例をもとに検討するというところで、11ページの(4)に示すとおり、行動障がいのある障がい者の行動の意味を解釈し、生活支援プログラムを組み立てることができる人材、専門機関が限られているということ地域課題として整理しております。

協議会としての意見をまとめると、11ページの4になります。「本協議会としては、今後の福岡市の取り組みとして上記の解決方法の案」、すなわち3の地域課題の解決方法の案のところに書いている部分ですが、「人材の育成と派遣体制づくりに取り組む必要がある」と考えました。「人材育成については、既に発達障がい者支援センターが行っている研修と連携して進めているところだが、今後もより一層結びつきを深めていく必要がある」。それから、「派遣体制づくりについては福岡市が進める福岡市における強度行動障がい者の支援拠点のあり方の検討の中で併せて検討し、できる限り早期に実現することが必要である」ということをまとめとして意見書に記しております。

最後に、3つめの意見項目である「発達障がい者及び精神障がい者の就労支援について」をご説明します。12ページでございます。まず、現状の問題点ですが、当事者・支援者・企業の3つに分けて整理をしております。

当事者への支援に関する問題点としては、生活訓練など時間をかけて多くの支援を行っていく必要があること、高校や大学在学中の問題が大きくて就職できても2次障がいを抱えてしまう場合があること、職場定着が難しいことなどを挙げています。

2番目の支援者側の問題点といたしましては、発達障がいの特性を十分理解している人が少ないこと、体験実習の場が少ないこと、就労支援事業所の定着支援の対応がさまざまに就労後のフォローが十分ではないことを挙げています。

3番目に企業側の問題点としては、精神障がい者の受け入れについて消極的な企業が多

い状況であり、その背景には精神障がい者に対する理解が不足していると考えられること、精神障がい者はオープンで就職したいと思っても求人が少なく、クローズで就職した場合は支援が受けられない、職場定着が難しいといった問題が挙げられています。

13 ページになりますが、今後の就労拡大に向けた取り組み案といたしましては、就労支援部会から①当面取り組むべきこと、②中長期的に検討をすすめるべきこと、③その他就労支援の前段階での課題という形で具体的な報告をされておられます。

協議会としての意見をまとめると、14 ページの(3)になります。「就労支援部会の意見に従い、取り組むべきとする」ということとともに、それに付け加えて「就労移行支援事業所への体系的な研修の実施については、発達障がい者の就労に成果を上げている就労移行支援事業所のスタッフを講師とすること」「教育機関と連携しながら、教員も含めた関係者全体での支援体制を検討すること」「中長期的に検討を進めるべき内容についても、できる限り早急に検討すること」、さらに今回の意見内容は身体障がい者や知的障がい者の就労促進にも共通して効果のある対応案が示されており、全ての障がい者の就労促進をより一層推進させることが述べられています。

以上で今回の説明を終わらせていただきます。1 点、現計画の進捗状況のところで、前々回の専門分科会でもご意見をいただいた就労継続支援 A 型の件について、補足して障がい者施設支援課長の方からご説明をいたします。

【事務局】 本日、事前にはお送りしてなかったのですが、「就労継続支援 A 型事業所実態調査結果」を説明させていただきます。

以前のこの専門分科会の中で、就労継続支援 A 型事業所が爆発的に増えているという背景のもとに、あまり好ましくない実態があるのではないかという委員の意見がございました。それで会長から実態を把握するように、そして報告するようというご指摘がございましたので、本日も報告させていただきます。

この調査は今年 3 月にかけて行いまして、昨年 11 月現在の利用者の実態を把握したものでございます。まず、利用者の状況でございますが、市内の事業所、当時 25 ヶ所ございまして、そちらの方に調査をさしあげて全部の事業所から回答いただきました。25 ヶ所の利用定員の合計が 442 名でございました。その利用定員に対して、実際の利用者が 393 名でございまして、そのうち雇用契約を結んで利用されている方が 393 名。

ただし、393 名のうち 1 名は労働基準監督署の届け出が行われておりますが、最低賃金の減額の特例が適用された方であったということです。この方のプロフィールを申し上げますと、時給が本来 712 円を保障すべきところ 428 円、これを月額給与に換算いたしますと 4 万 4726 円。一般的な施設の工賃と比較すると、そこそこの金額が出ているのではないかと思います。

次の表でございますけれども、これが集計表でございます。全体の 25 ヶ所の平均時給を計算すると 716 円でございます。当然ながら最低賃金を満たしているということで、最低は 712 円、高いところで 751 円の平均時給をお支払いになっているということです。平均時給のところに※①と付けておりますが、下の方に説明を書いておりますが、先ほど説明した最低賃金を保障されていない方 1 名と、月給制を取っている事業所が 1 ヶ所ございますので、そちらは除外して平均させていただいております。

次に平均月額給与、これが 6 万 164 円という結果でございます。最高が 11 万 7525

円、これは月給制を採用している事業所でございます。最低は1万1392円。こちらは実は11月開所の事業所でございます、利用日数がかなり少なかったということで最低賃金を保障しているわけですが、月額給与がその月だけ極端に下がっていたということで注釈で入れております。

平均雇用時間、こちらがかなり短いのではないかとのご意見がございました。月の雇用時間ですが、平均すると81時間。だいたい月に20日ぐらい利用なさっていますので、4時間程度の利用になるのではないかと思います。最高は、事業所にもよりますが129時間ということで、だいたい1日平均すると6時間強ぐらいの雇用時間で、最低は16時間。これも11月の開所事業所でございますので、16時間というのは月何日かで16時間だったということでございます。

それと、実態として作業をやっているのかというご指摘もございましたので、これに関しても調査をさしあげたところ、パソコンを使っているところが多いというご指摘があったのですが、パソコン入力をしているところが5カ所、調理・接客・清掃等の店舗保守をやっているところが16カ所、その他中古車の洗車・清掃等が1カ所、洋服の縫製とクリーニングが2カ所、あとは介護周辺業務が1カ所、雑貨製作2カ所、リサイクル、これは分別ですが1カ所という結果でございました。

この結果全体から見えてくるのは、就労時間は平均すると4時間程度ということになっております。就労継続支援A型事業所というのは、一番下の欄に書いておりますけれども障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス、いわゆる通所系の事業所ということになっております。これは障害者総合支援法によって利用日数に応じて報酬が支払われるタイプの事業所として、1日当たりの利用時間が4時間が標準にされていて、3ヵ月平均でそれを下回ると報酬自体が減算になります。そういったのもあって4時間というのがどうもボーダーになっている。4時間を標榜しながら事業実施をされているのではないかと考えております。

その結果が数字に直接現れてしまったのかなということですが、最低賃金は、少なくとも雇用型でやっていらっしゃるということで、原則保障してあるということと、最高額をお支払いになっているところはかなりの水準の金額をお支払いになっているということが分かりました。月額平均6万円と申しましたけれども、これにだいたい年金が6万数千円ございますので、トータルすると12万数千円の金額になりまして、生活保護基準とほぼ同じくらいではないかと思います。以上がご報告です。

【会長】 どうもありがとうございました。だいぶ長い時間の説明になりましたけれども、審議につきましては1つ1つやっていきたいと思っております。最初に、福岡市障がい児・者等実態調査報告、概要版と報告書とありますが、こちらについて委員の皆さんの方からご質問やご意見がありましたらお願いします。

【委員】 精神障がい者の状況のところ、精神障がい者については手帳の所持者の特記がなされていないのですけれども、手帳の所持をしている方が精神障がい者の数ではないということはよく分かっていることなのではございますけれども、これが福岡市の市民の方にも説明をする、一般の方に障がい者の状況を分かってもらうための調査であるならば、なぜ精神障がい者の通院・入院者の数と手帳の数がこれほど乖離しているのか、手帳所持者はなぜ少ないのかとか、そういったことも含めて分析して示していただくのが義務ではない

かと考えております。

【会長】 何かありますでしょうか。

【事務局】 手帳の数についてはちょっと補足して説明させていただいたのですが、本編のほうにはそういう形で出ているのですけれども、ここの説明の中では障がい者の数ということで整理をしていたときには、手帳の数が乖離しているということもあって出させていただいたということになります。実際の患者の数のほうですね。ご意見は、もう作ってしまったので、今後の参考にさせていただきたいなと思います。

【会長】 ほかにどなたか委員の皆さんからご質問はございませんでしょうか。

【委員】 実態調査を始める前に、調査項目を検討する際、重度心身障がい者福祉手当でしたっけ、その是非について問うという項目があったと思うのですが、その報告がこの概要版には載っていなかったの、何ページに載っていますか。報告書に入っているのですか。

【事務局】 市の福祉手当の関係の調査については、前回はちょうど見直し等の時期というか、検討したときですので調査しましたけれども、今回は調査しないことにいたしました。

【委員】 今回は取らなかったのですね。

それと、必要と思われないサービスは何かみたいな問いがあったのでしたかね、今回は。何か議論になりましたよね。

【事務局】 「優先度の低いサービスがあるか」という聞き方でアンケートを取ったのですが、少しご説明しましたけれども、「分からない」という数が非常に多くて、有効な形で使えるようなデータは取れていないという状況でございます。

【委員】 分かりました。

【会長】 ほかにどなたかございますでしょうか。そしたらまた後でも構いませんので、とりあえず2番目の項目であります「福岡市障がい保健福祉計画の進捗状況について」をご説明いただきましたので、その部分についてご質問やご意見がありましたら伺いたいと思います。お願いします。

【委員】 特別支援学校のほうから卒業生等が福祉サービス事業所にたくさんいるわけですが、進捗状況のほうを見ますと、11ページになりますが日中活動系サービスということで、いろいろなサービスがどのくらい実績として利用されているかということで分かっておるところです。

それで私も正確な数字等は分からないのですが、今、A型の事業所がたくさん増えてきているということは実態としてあるわけですけど、生活介護とかB型のほうで市全体としては十分数はあるというようなところで聞きはしておるんですけど、地域格差があるということで、城南区とか南区の方にはある程度数が限られているのではないかなというような声も聞いております。そうしますと別の地域の方に通うということにもなってきますので、地域格差と言いましょか、そういった部分を少し検討いただいて次の計画等に生かしていただいたらと思っております。以上でございます。

【会長】 そのあたりはどうでしょうか、今回の調査では。

【事務局】 障がい者施設支援課のほうからお答えします。生活介護事業といわゆる就労継続支援B型事業、従前と言うところの授産施設でございますけど、計画を上回るような

形で推移しております。この2事業に関しましては、計画を上回るような実態がある場合は事業者指定自体を抑制するというところで法律に記載がございまして、なかなか伸ばせないという状況でございます。

ただし、地域活動支援センターというのは皆さんご存知でしょうか。作業所と法定事業所の中二階的な事業、いわゆる作業所の法定がメインなのですが、そちらがより高位の障がい福祉サービス事業所で行っている場合はそういう利用者の方がいらっしゃるということで、特例的に就労継続支援B型事業ということ認めているという状況でございます。

地域格差のお話ですが、これに関しましては私どもも特別支援学校の保護者会の皆さまと意見調整をすることが最近ございました。地域差というよりも、自分が行きたいところに行けないというのがどちらかという実態ではないかと思えます。従前から支援をやっているような旧更生施設と言われるところを希望するにもかかわらず、利用が集中してなかなか利用の機会がない、ほかの事業所は空いているということがございます。それが地域格差と言えるのか、使いたいところを使えないという意味でそういうふうにおっしゃっているのか、そういう実態はある程度把握いたしております。以上でございます。

【会長】 委員、よろしいですか、それで。

【委員】 はい。そのあたりで私も十分な実態を把握しているわけではないのですが、やはり実習等で回りましたときに、さっきも報告がありましたようにA型についてはどんどん充実がなっているのだけれども、施設のほうでいろいろお話をお聞きしている中でも、生活介護とかそっちのほうはどうしても足りないようになってくるのやなかろうかという話も、この区域だけでなくお聞きするところであります。

学校のほうも、ご存知のように入所等につきましては福岡市ではどうしようもないということもありまして、県内の遠いところ、筑豊とか向こうのほうに求めて入所等を行っているところ。本当に就労等を100%という言い方は変ですけど、今からの時代でこういうキャリア教育で進めていく部分でA型は大変増えていっている状況もありますけれども、こういった生活介護、それから先ほどの行動障がいのお子さんといった子どもたちのこともぜひ考えていただきたいと思っております。考えていないということじゃないですけども、どうぞご配慮よろしくお願ひしたいと思っております。以上です。

【事務局】 お答えします。いわゆる全くだめだというお話ではございませんで、生活介護事業所に関しましても、先ほどから課題になっている強度行動障がい者の問題、行動障がいを抱えた方を積極的に受け入れてやっていくんだということを標榜したところに関してはやはり必要だと思っておりますので、個別に査定をさせていただいて認めているということです。

就労継続支援B型に関しましても、最近問題になっている成人期の発達障がいの方、いわゆる居場所的なものがどうしても要するということになれば、こちらに関してはそういう利用者をきちんと予定されているような事業所に関しては、個別にお話を聞いて必要に応じて認めているということをお伝えします。

【会長】 ほかに何かございませんか。

【委員】 8ページの相談支援体制の充実・検討で、27年度の4月から障がい福祉サービスの利用計画が義務付けられるというお話で、現在のところ、例えば直接市のほうから利用者に、あるいは利用者の保護者に呼び掛けはあっていないと思うのですが、利用

してある施設を経由してとかそういう形ですかね、今は。

要は、広報とかが十分伝わっていないのではないかと。通常でも 1%ぐらいですから、当然 100 というのは無理としても、先ほどの数字を上げるためには、施設が急ぐものだけではなくて、いろんな広報手段を使ってできないのだろうかということなのですが。

【事務局】 サービス等利用計画を作るということで、本年度から本格的に利用者の方にもご案内してお願いするということにしております。本格的に実施するのが 10 月以降を予定しておりまして、相談支援事業所も体制を整えていかないといけないということで、今、それを鋭意やっているというところです。

それで 10 月ということは、その前から勧奨しないといけない。サービス等利用計画が必要になりますよということをご案内しないといけないので、実は 7 月から、支給決定が 9 月で切れる方で、今回、居宅介護や重度訪問介護とかでまず先行して作るというふうに福岡市で計画している方を対象に、区役所のほうから直接のご案内が始まっているところです。

全体にご案内すると、すぐに作らないといけないのかということ混乱することも考えられますので、必要になる方に直接的に徐々にその都度ご案内するという形で進めています。相談支援事業所のほうも増やすということで、事業所のほうに直接的にご案内を申し上げたり説明会をしたり、直接働きかけを行っているところで、徐々に増えてくるという状況になってきておりますので、その辺の準備の体制も見ながら進めていきたいと思っています。

【会長】 ほかに。

【委員】 同じく 8 ページのところ、災害時要援護者対策についてです。ここに 1 項目だけ出ていて、地域の中で障がい者の方にかかわらず災害時要援護者は福岡市も取り組んではいますが、なかなか現実進んでいないような状況の中で、障がい者の方に対する取り組みというのは 25 年度で 1 万 7651 人と書いていますが、具体的には必要とされている方たちのどのくらいまでがこの対象の中に登録されているのか。それを含めて福祉避難所 39 施設で、1 月末に協定の数というふうに書いてありますが、この辺のところをもうちょっと具体的に、この 2 点を教えていただけますか。

【事務局】 8 ページの災害時要援護者台帳の数が 1 万 7651 人とあるのですが、これは高齢者と障がい者とを合わせた数字が入っています。申し訳ございません。障がい者の数では 5421 人ということになっております。

今ここに対象者とある方は、重度の方で 1 人で暮らしてある方が対象になっていくということですので、障がい者の数が 5 万～6 万とかなっているうちの、重度の方で単身の方ということで、最初にアンケートというかお聞きして台帳に載せられた方と、手を挙げていただいた方がいらっしゃいます。そういった厳密に何%とかいうのは今把握できていないので、その数字は必要でしたら後でまた整理をさせていただきたいと思っています。

例えば精神障がいの方に対してどうするかといったような課題について、今、具体的に市内のほうで取り組みを進めているところです。そういった形で手を挙げてもらうなりして調査をして把握をしてということになりますので、その辺の具体的なやり方、範囲等も検討しているというところです。今のところは重度の身体・知的の方がメインの対象者に

なっています。

それから福祉避難所につきましては 39 施設ということで、協定を結んでおります。ただ、福祉避難所についてはいきなりそこに行くという設定は考えておりませんで、まずは一次避難所のほうに行って、その避難所ではなかなか難しいという方を福祉避難所のほうにご案内するという形になろうかと思っておりますので、ここですよというお話はあまりしていないという状況です。具体的なお話をすると、そこに行かれても対応が取りにくいので、その辺は状況を把握してから市のほうからそこをお願いするという形を取って入っていただく形になると思います。具体的な名前はあるのですが、あまり広報していないという状況です。

【事務局】 この 39 施設というのは市内の障がい者施設です。入所も通所もございます。全区に指定してございます。

あとは先ほど申し上げたとおり、二次避難所として開設するものでございまして、災害が起きて避難する場合にいきなりそこに行くということになると混乱いたしますので、まず一次避難所の方に行っていただいて、やはり配慮を要するということになれば、協定を結んだ施設のほうに受け入れをお願いしていくということになります。一般避難所に比べて、人的な配慮とかいわゆる施設面、バリアフリーとかそのあたりが障がい者施設のほうに当然配慮されておりますので、そちらのほうで支援をさせていただきたいと思っております。

【委員】 今のお話の中で実際に自然災害を含めていろんな災害が起こったときに、3・11の時を考えても、障がいを持った方々が一番災害に多く遭われていることを考えますと、今後これからの福祉計画の中で、具体的に災害時の要援護者を含めて避難の仕方と、この締結をされているということと、締結というのは要は災害時のときにここを使わせてもらいますよというようなそれだけのことなのですか。今言われたように一次では近くのところに避難して、もっと大変な状況になれば実際にこの施設を使うというような、何か今後、この場でお聞きするだけでは混乱するのかなと思うので、締結をされる以上はもっと具体的に、そういう障がいを持たれた方たちが安心して避難できるような形を考えていただきたいと思っております。

それで最初の要援護者台帳のほうは、今言われたように 5 万とか 6 万の中の重度と知的というふうに言われましたので、今後さらに施設を含めて居宅・在宅の方も含めて、より具体的にその辺のところは、日々当然変わっていくとは思いますが、地域含めて一体的にその辺の台帳を作成していただくことが障がい者の方たちにとってはより安心に繋がっていくのではないかと思いますので、要望としてお話をさせていただきます。

【会長】 医療依存度の高い方とか、どういうふうに具体的に避難するかを考えとかないとどうしようもないですから、台帳に挙げるだけでは不十分だと思います。

【委員】 関連してなんですけど、特別支援学校なのですが、今、小中学校は避難所ということになっておりますけれども、特別支援学校は特になっておりません。その件につきましては、教育委員会と局のほうでの協議があっているのだらうと思いますが、そのあたりの進捗状況でもし分かることがございましたら、教えていただきたらと思っております。

【事務局】 特別支援学校につきましては、防災計画の中で福祉避難所の対象として障がい者施設と特別支援学校というのを既に挙げていることになっております。ただ、状況によ

って、どこを避難所として開設するかというのはその時の判断になってきます。

【会長】 ほかにどなたか。どうぞ。

【委員】 資料の 13 ページ「地域生活支援事業に関する各事業の見込量について」の (1) 必須事業の一番下のところにあります成年後見制度利用支援事業のところですか。知的障がい者の特徴として、主な収入源は年金という場合が多くて、障がい重ければ重いほどその他の収入というのが見込めない状態で、例えば 1 級が 8 万円というのを見たときに、生活保護よりさらに低い収入の状態にあるのですが、例えばこれから成年後見を利用するにあたって、こちらの資料では見込量が 1 となっていて新しいほうでは 2 となっていたと思うのですが、1 人とか 2 人という見込みはどこから出てきたかなというのを教えていただきたいと思うのですが。

【事務局】 ここで出てくる数については、市長申し立てに至るケースと整理しているので、数的には稀な例を想定しているところです。

【委員】 成年後見利用支援制度というのは、市長申し立てでもですけど、成年後見の報酬に関する助成という部分もあるのかなと思っていたのですが、そういう意味で例えば 1 となっていますけれど、後見が必要で資力が弱くてというと、どうしても知的障がいの場合該当する人が多いのかなと思うのですが、そういう場合にニーズがあれば見込み数を超えていても、すべての人が後見制度を使えるようになるのかなというところでお伺いしたいのですが。

【事務局】 必要な方に対しては成年後見制度で市長申し立てをすとか、あるいは助成をすとかいうのは、やっていくことになると思います。ただ、今のいろいろな実数からするとこういう状況にあるというところで、数が増えるという状況ははっきり出てきている状況じゃないので、こういう数字を見ているということです。

【委員】 対象者としては把握していただいて、それが増えてくれば実態に沿って利用支援の対象者としてすべての人が受けられると理解してよろしいですか。

【事務局】 目標値として見込量としてあるのですが、それを超えて出来ないという話ではないので、それは必要であればその数の対応をさせていただきます。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 見込量を 1 と書いているのは、なんか不適切のような気がしますね。もう少し適切な見込量にしたほうがいいような気がしますけど。

ほかにどなたか委員の方、ございませんか。

【委員】 先ほどの相談支援の会員からの質問に関連してという形です。よその施設でも保護者会を開かれたところがあるということで、その中で計画相談を作っていないといけなくなるのですよという説明をなさったそうです。一体どれくらい期間がかかるのかと。特に受給者証の切り替えの方に関しては 2 ヶ月、3 ヶ月前から勧奨してということでの話があったのですが、私が心配しているのは新規の方ですね。新たに今度サービスを利用したいと考えられた方が、申し込みをして実際にサービスを受けられるようになるまでに一体どれくらいかかるのだろうかということですね。

というのが、精神障がい者の方は特に、先ほどの実態調査等にもありましたけれども、実態調査でいくと概要版の 12 ページですかね。精神障がい者の通院の方、いろいろなサービスを利用状況より利用したいという利用意向は非常に高いものがあるのです。使いた

いという思いは持っているけれども、なかなか勇気を持って踏み出し切れていないということがあろうかと思えます。そのときに、ようやく意を決して施設に行ってサービスを利用したいと申し出をしてから、利用できるのは3ヵ月後ですよ、スタートは。今から計画を作って申請して、実際に使えるのは3ヵ月後となると、それまで気持ちが持つのだろうかというわけですね。その方にとってみると、やっと来たものの、すぐには使えませんよというのでは、なんか門前払いをされるような気持ちになりはしないだろうかという心配をします。

私も授産施設に勤めさせてもらっていますけど、そのときも利用定員があって、利用定員に対していっぱいになって、しばらく待機してくれませんかという方にお話をしたことがあるのですが、その方が2度目に門を叩かれることはまず無いです。ほかの施設に行かれたということは多数あろうかと思うんですけども、1ヵ月待つてくださいと言って1ヵ月たつて待ったときに、どうですかと言うときに、自分のところに戻って門を叩かれることはまずありませんでした。

ですから精神障がい者にとって2ヵ月、3ヵ月と仮に待たされることがあると、新しく新規で利用される方というのが広まっていくのだろうかということをお心配しています。その間、施設等によってはできるまで自主的にという形の様々な対応をしていくのであろうかと思うのですが、実際それは認められてない枠の外になりますので、それも実際できるのかどうかというのも疑問点ではあります。

あともう1点、14ページの「事業所の見込量について」ですけど、14ページの地域活動支援センター機能強化事業のI型ですけど、見込量として各区に1ヵ所ずつ設置をしていただきますのが7ヵ所で、見込量としても1ヵ所の定員が20名となっていますので、7ヵ所の20名で140名の数ですけども、定員ベースから見ると実際そうなっていますので、ここには利用されている実績数ということですね。これは定員がそのまま書いてあるだけだというふうに認識しますので、実際にI型を利用されている方が何人来られているのかというところでは、これではちょっと分かりませんので、この表記というか記し方を改めたほうが、より実態としてこれから事業利用者等の見込みをしていく上では必要なのではないか。ただこれは定員のほうですというふうになっていますのでね。

I型等については各区に1ヵ所ずつできましたけれども、地理的なものであるとか利用者数を考えると、今後各区にもう1ヵ所ずつとかというものも検討をしていただけるとありがたいのかなと。これはまだまだ難しい問題ではあろうかと思っておりますけれども感じております。以上です。

【事務局】 まず計画相談の関係ですけども、新規の方は1ヵ月を目途にサービスを受けられるように窓口で対応できるようにと基本的に考えているところです。

【事務局】 地域活動支援センターの実績の部分、実利用者に変えるべきじゃないかというお話でございましたけど、これに関しましては把握の仕方がかなり難しいという部分もございまして、この数字を置かしていただいております。何か別の見せ方があるようでしたら、そちらのほうを参考にお示しさせていただきたいと思っております。

【会長】 ほかにどなたかございませんでしょうか。どうぞ。

【委員】 2点あります。14ページの移動支援のところですけども、平成23年度に実績が3万2914時間あったものが今は1万4599時間となっているのは、おそらく視覚障が

いの方が同行援護に移行したからだと思うのですが、その同行援護の実績と数を合わせても、数字が 23 年度以降落ち込んでいるかなと思うのです。そのあたりの原因を主としてどのように考えてあるのかということをお聞きしたい。

それと 7 ページの 3 番の「サービス未利用者への適切な情報提供」で、家庭訪問とか行うようにしているということを書いていますけども、実際にここまでの実績としてどれくらいこういった方たちの対応をしてきたかということをお聞かせください。

【事務局】 移動支援や同行援護については、基本的に委員がおっしゃられたとおり、移動支援から同行援護のほうに移っているというところで、こういう数になっています。ただ、実績としては同行援護のほう当初の見込みからするとかなり少ないという状況でこうなっているというところですが、どうしてこうなっているのかは分析ができておりません。申し訳ございません。同行援護の量が少し多めだったのかなという感じはするのですが、ちょっとそこまでは分析ができておりません。

実際にサービスがまだ行き届いていない方についての訪問というところ、7 ページのところですが、これはそういったお願いを協議させていただいて、今始まったところですので、実績等について報告はまだできる状況にはないということです。

【委員】 例えば移動支援について、全体の量として減ってきたのが 2 通りあるのかなと。1 つは、ルールを厳しくしていった中で利用が減っていった部分というのも恐らくあるのではないかなと思うのですが、そういった意味で今後移動支援の改善等をどのように考えているのかということを知りたい。

【事務局】 ちょっとこれは確かではないので、まだ分析はよく出来ていないし、できるかどうかというのもちょっとあるのですが、実は同行援護のサービス量が少し低調であるというのと、それから居宅介護・重度訪問介護についても予想に比べて伸びてないという状況がございます。これについては、もしかしたら昨年度、それから前の 24 年度くらいから事業所に対する指導をかなり行いまして、6 事業所の指定取り消しをするなどを行いました。その影響も少しあるのかなというのがあります。

移動支援につきましては、昨年度、実態調査等を移動支援として行いまして、これから次の障がい者計画に向けて課題を整理いたしまして、ニーズ等も整理をさせていただいて、何が一番求められているのか、どこまでそういうことをすべきものか等を含めて検討していきたいと思っています。

【会長】 サービス未利用者で適切な情報提供が必要な方へ、積極的に把握するようなことは十分していないと思うのですね。積極的な把握というのをやっていかないと、いつまでもたってもサービスの情報提供が有効にできないと思いますので、よろしくをお願いします。

そしたら時間の関係もありますので、3 つ目のほうに移らせていただいて、資料 4 「福岡市が策定する次期障がい保健福祉計画に対する意見書」というのが出されておりますが、これに対してご質問やご意見を伺いたいと思います。委員の方からどうぞお願いします。

【委員】 医療型の短期入所のところで、意見という形になるかもしれないですけど、かなり現場に即した形での意見書としてまとめられているかと思いました。やはり医療型の短期入所の不足ということは、先ほどのアンケート結果からも分かりますように、ニーズとしてかなり高まっているという実情と、現に新たな指定を受けた病院等があっても利用が進んでいないという、実際利用するときの要件と利用を受け入れる側の体制のギャップ

というか、指定していてもその利用が進んでいないのはどういったところに課題があるのかということが大事かなと思います。

この意見書の中に、かなりそういった部分が網羅されているかと思うのですね。利用する側の人たちにしてみれば、普段利用している場所、そういうケアを担当してくれている人、そういった人たちがかわってくださることで安心を得られる。そこで、短期入所の利用もできればなおいいということで、特にケアがそんなに重篤でない方に関しては、福祉型の生活介護の事業所でのケアが進んだらいいというのはそうかもしれないのですが、特に医療ニーズの高い人たちで、ここで言えば 16 歳未満の受け入れのほとんど皆無に近いような人たちをどんなふうと考えていくかというのは、十分にここでの提示はされていないのではないかなと思いました。

1 つ成功事例を参考にして、そういったところのほかの自治体等を含めて、そういった場所の事柄として、福岡市としてこういった部分が参考にできるのではないかなということの共有ができるのではないかなと思います。

例えば、九州でいえば熊本県の再春荘病院では、NICUから一般病棟に移って、一般病院であればそこで退院させて、在宅に向かわせるというのが通常のあるり方だと思うのですが、再春荘病院では地域移行という期間を作って、病院側で地域に移行させていく。そういう期間を一定期間とっているのです。それが少なくとも在宅で暮らす人達にとっての安心材料になりますし、まだまだ安定していない年代のお子さんたちにとっては、また病院で受け入れてもらえるという場所がある。

例えば福岡でいえば、こども病院が新設をしようとする時に、そういった場所が確保されていけば、16 歳未満の人たちの受入先がなくて困るところが改善されていくのではないかなという見通しが立てるのではないかなと思います。その辺のことはここで話すことではないかもしれませんが、やっぱり急性期の病院は急性期の役割があると思うのですが、それでもそこから繋いでいく機関として、ある程度センター機能を持つ場所が必要ではないかなと思います。

【会長】 福祉関係の医療型短期入所事業とは少しニュアンスが違うかもしれませんが、今のご意見に対して、何かありますか。

【事務局】 医療機関が実際に医療が進んでない部分について、対策として 1 つ具体的に提案が出ているのは、パーソナルブックを進めていくということ。事前にその医療機関に、実際に体験的な利用をしてもらうとか、そういった事前の利用とかいうことを進めていくこと、そんなことが具体的に今できることなのかなということ議論しているところです。

それから児童の受け入れがなかなか少ない。実際、福岡病院が受け入れをさせていただいている、そこぐらいにということになります。今、報告書、意見書で出てきたものは、そこを抜本的に子どもを受けられる施設を作るというまではなかなか整備はできない。そこまではいっていません。福岡病院の利用を、なるべく子どもさんが出来るように大人の方は他の病院もいろいろ使える、あるいは福祉型のほうでできるというトータルでの体制を作って、福岡病院の受け入れを少しスムーズにできればということまでのものです。

病院側の問題としてもいろいろあることが実際に調査をしている中で分かってきていますし、その辺について福祉の行政の中でアプローチするのはなかなか難しいところですね

ど、熊本の例とかは非常に参考になるケースだと思いますので、その辺を含めていろいろ意見等をいただければ、今後生かせるところは生かしていきたいとは思っています。

【会長】 よろしいでしょうか。他に何かございますか。

今のところは、3 病院の受け入れ側のほうで受け入れられないという理由は、ちゃんと調査しているのでしょうか。例えば最重度の、栄養士も少し入っていましたが、人工呼吸管理下の人、この金額では受け入れられないというところはどうか。

【事務局】 具体的に金額のところまで、この金額では難しいという話を聞いたわけではないですけど、人工呼吸での対応は難しいということと言われています。それから子どもに対しては、器具が揃っていないとかいったことで難しいということと言われています。

【会長】 ですからこの 3 病院以外のところにアプローチしないといけないわけですよ。人工呼吸管理下の人を受け入れられないというところだけを指定していてもしょうがないでしょう。そこはどうなのでしょう。

【事務局】 アプローチはいろいろ他の病院も、レスパイトを受け入れている病院等にも行っているところです。少し今後受けていただけるところも出てきているということです。その辺の推移を見守りながら、まだこの勧奨についてはこれからも続けていきたいと思っています。

【会長】 ぜひ早く進めていただきたいと思います。そういうところで人工呼吸管理の方とかを受け入れてくれる病院が増え、今のこの金額で、そういうところを増やしていかない限り、いつまでたっても利用ゼロというのが続くと思います。

他にどなたかございませんでしょうか。

【委員】 3 番の今の医療的ケアですが、2 年ぐらい前にも特別支援学校のことでご質問させていただきましたが、医療的ケアのここに、24 年 4 月から一定の研修を受けた介護職員等は一定の条件の下に実施できることにされた。特別支援学校で教諭の先生は一定の研修を受けて痰の吸引、具体的に限定しても良いと思うのですが、そういう医療的ケアというのは、今は福岡県も含めてこの辺の検討というのは具体的にはどのようになっているのでしょうか。

【事務局】 お答えします。福岡県の教育委員会は検討委員会で進めているということです。福岡市も 5 月から検討委員会を設置して、教員による医療的ケアをどこまでどういうふうにするのかというのを今検討しているところです。確か今日も検討委員会があったと思います。今、進行中であるということです。

【委員】 ぜひご両親のレスパイトのことも考えて。2 年ぐらい前にご無理を言って、その時に看護師さんをその子 1 人のために付けていただいた状況もございました。他都市では、進んでいるところはしっかりと長年の時間をかけてされてはいますが、その辺の取り組みも福岡市としてもしっかりと取り組んでいただきたいと思います。要望として。

【会長】 よろしくお願ひします。他にどなたかございますか。

【委員】 医療型短期入所部会の提言書作成にちょっとかかわらせてもらいましたけれども、今回、協議会自体は一応採択されて市のほうに上がったわけですけど、行政として例えば新たに共同支援事業とか訪問型レスパイトサービスとかの提言を受けているわけですけど、行政としてはこういったところではどのようにお考えでしょうか。

【事務局】 こういった意見書をいただいて、今、障がい福祉計画のほうでの審議という

ことをございます。障がい福祉計画の中ではなかなか具体的にこの辺の検討までは難しいのかなというのもございますので、これを受けまして次の障がい者計画の中ではそういったことも含めてご議論いただければと思っています。

【委員】 就労継続支援A型事業所の実態調査をこれに関して行っていたということが出ていますけど、実態調査を行う中で、市のほうから見てこの事業所はちょっと問題だなと感じられるようなところが無かったかというのを率直に聞きたいなと。

先日も、職員が「利用者の方を連れて行かせます」とA型事業所に見学に行きました。するとそこはパソコンの入力作業をしているということを謳っていらっしゃるところですけど、利用者の方がパソコンに座ってゲーム等をしていたと。しかも、通って来られている利用者の数のパソコンが無い。パソコンの作業が仕事だと言いながら、パソコンが空くのを待っている時間がある。利用者の方が「私はここに行ったらダメになる。こんなところには行きたくありません」と言われたということなのです。

他の施設の職員、利用者の方が見学に行っても、そういった実態を隠すということ、体裁を繕うということすらその事業所はしていなかったということです。だから自分たちが何をしているのかを理解されていないのではないかと感じるのですね。おそらくそういったところは特別雇用開発助成金、そういったこともおそらく申請されているのではないのかというのを考えると、すごく努力をして頑張っているA型があるということも存じていますので、A型がすべてそういったところではないことは分かっているのですが、ただアンケートのような形で送ってあげれば、こういういった形の返答が返ってくるのかなというところで、実際に現場に行かれて見ていただくというのでも検討していただけないかなと感じています。以上です。

【会長】 現場の調査みたいなのはどうなっているのですか。

【事務局】 おっしゃるとおり、A型事業所の今回の調査は書面での調査を行っておりますので、現場に行って聞き取り等を行ったわけではございません。事業所の実地調査に関しましては、新設事業に関しましては翌年度までには必ず実地調査をするとなっておりますので、そういう中で実態を把握をさせていただきたいと思っています。

先ほどのご説明の中では25事業所とご説明しましたが、今現在41事業所に増えております。もう見られたかも知れませんが、NHKのニュースの中でも、A型事業所自体が支援施設じゃなくてビジネス施設になっているのではないかと、要は利用者を囲い込んで報酬で儲けていこうというような、支援に光を当てずにビジネスに光を当てた事業所になりかかっているということを言われています。

福岡市としても、これだけ事業所が増えてくると一部の事業所にはそういう傾向も見られるというふうに考えておりますので、今後、実態把握と共に指導に努めていきたいと思っています。

【会長】 利用している方の調査というのもできるのですか。委員が、あまりうまくいってないという声があるということを言われていますが。

【事務局】 利用者ご本人に聞き取り調査というのはなかなかしにくい部分がございますけど、当然、施設に参りますと利用者の方も見えておりますし、施設面もどうなっているかという実態の把握もできますので。先ほどおっしゃったような、利用者数に見合わないような、機器の数が足りないとかいうことですね、圧倒的に。個別の支援記録あたりも当然

確認させていただきますので、不適切な部分があれば指導はしてまいるということになります。これに関しまして、不正まで至るような案件があれば、当然個別の利用者への調査もあり得るかとは思いますが。

【会長】 ぜひ現場調査の結果というのもここでも教えていただければ参考になると思います。他にどなたかございませんでしょうか。

福祉の中での医療型短期入所がほかのところでもあまり重度の方はうまくいっていないと思いますけど、ぜひ他の都道府県や都市でうまく数が増えているようなところを調べて、参考にさせていただいたらと思います。多くのところでうまくいっていないので、よろしくお願ひします。

全体のこの3つを通じて、何か聞き洩らしたり、あるいは意見をぜひ言っておきたいということがございましたら、各施策の現状と課題全体を通してご質問や言い忘れたことがございましたらどうぞ。

【委員】 私は福岡市の自立支援協議会が設置された当時かかわりを持っていた者ですが、今回のこの資料を見て、随分整備されて、分かりやすくこれに書いてあるのを見て、良い協議会ができたのだなと思って感心しました。

私がここで言いたいのは、資料をもう少し早くいただけないかということです。正直なところ、土曜日では本当に見る間がないのです。大変忙しいだろうとは思いますが、もしできるのであればもう何日か早くいただけるようになればいいなと思っていましたので、これだけは今日言って帰らなければと思っていました。お願ひします。

【会長】 努力されてください。よろしくお願ひします。重要なことだと思います。他にどなたかございませんでしょうか。

【委員】 要援護者台帳の再調査を始めたのですが、障がい者の場合は手挙げ式で、昔のままで調査しているのですが、今後広報等の計画はありますか。

【事務局】 今検討中でございまして、現在は従来どおりというところで、具体的にはまだそのままということでございます。

【委員】 理由と課題が出てくるのも、それぞれ年取っていかれて、避難訓練を9月にする予定にしていますが、どうして良いかなど。聴覚障がいの方とか。

【会長】 他にどなたかございませんでしょうか。

【委員】 福岡市の地下鉄の料金を半額にしているのはすごくありがたいのですが、西鉄電車・バスは精神障がい者2級の手帳を持っていても通常料金なんです。最近、運転免許証に精神障がい者は障がいの有無を申告しなければいけないというのがあって、余計に車とかに乗りにくくなるので、そういう交通網のサービスをもう少し。西鉄は企業なので市とは関係ないと思われるのですが、他の身体の方たちは割引いただいで、精神の2級は西鉄の電車やバスは割引いただけないというのは、ちょっと差別的な感じを受けているのですが、その辺はいかがでしょう。

【事務局】 精神障がい者の運賃の割引については、今回の実態調査でもかなり意見として出てきていました。特に自由記述のところはかなり多く出ていました。

国としても、精神障がい者についても身体・知的と同じように扱うようにという形で、バス会社等に標準の約款を作ったりして話をしているところなのですが、そこは強制ではないので、なかなか進まないというところです。福岡市、福岡県、北九州市合わせて、実

は毎年のように西鉄・JRにこの件について申し入れをしているという状況でございますが、事業所としてはこの分については基本的に国全体で考えるべきだという意見が私鉄の業界でそういう意見が多いという状況でございます、なかなか進んでいないというところでございます。

【委員】 前にお話があったと思うのですが、障害者差別解消法という法律が何年かに施行される予定になっていますよね。そのことに関して、さっき委員もおっしゃるように明らかな差別ですよ。同じ障がいがありながらサービスが受けられないというのは差別に間違いがないので、市で条例を作っていただければ済むのではないですか。ぜひ作っていただきたいと思います、条例として。やっている県もでございます。

【事務局】 差別解消法の中では障がい者の施策の違いが差別であるかというところは、どうも視点としてちょっと違うような感じになっているところですが、差別禁止条例については障がい者団体の方がかなりたくさん集まって、条例をつくる会というのを作って、差別の実態、合理的配慮というのはどういったところなのかというのを調査していると聞いております。市としてもその状況は聞かせていただきながら、考えていきたいなと思っております。

【会長】 それでは次に進ませていただいて、最後になります、資料の説明ということで、「第4期福岡市障がい福祉計画について」という、このところをお願いします。

【事務局】 資料5の「第4期障がい福祉計画について」という資料をご覧ください。表紙をめくっていただきますと目次がございます。この目次につきましては、現在想定している計画の柱だけをお示ししているものでございます。

第1の「計画の概要」、これは本日内容をお示ししておりません。第2の「障がい保健福祉計画をめぐる現状」につきまして、ここは本日1～3ページまで資料の内容の骨子をお示ししております。それから第3の「障がい福祉サービス等の数値目標及び見込量」につきましては、4～17ページに事務局の原案をお示ししております。第4、第5につきましても今回はありませんので、次回以降に今ない部分についてはお示ししたいと思います。

まず1ページ、「現状と動向について」というところでポイントになる部分は、吹き出しの形で整理しているところでございます。まず、上のグラフは障がい児・者の手帳所持者についてでございます。障がい者数は18年間で2万2000人の増加、約2.5倍の増加となっております。精神保健福祉手帳、こちらでは手帳の分も合わせて記しております。12年度からの13年間で5.3倍と大変伸びている状況でございます。

下のグラフは身体障がい者の年齢構成の推移を示しております。50歳代以下の各年代は横ばいということですが、60歳代以上の年齢層は増加が顕著であるということで、7年度から18年間で3倍になっているという状況でございます。

今度は知的障がい者の年齢構成ですが、こちらはどの年齢層も増加にあるというところでございます。下の棒グラフは障がい福祉サービス利用決定者数の推移です。基本的にすべて増加傾向にあるわけですが、その中でも特に精神障害者のサービス利用の増加が顕著で、右下のグラフを見ますと4年間で3.2倍という伸びになっております。

3ページでは、障がい施策関係事業費の推移を示しております。毎年大きな伸びを示しております、特に最近の事業費の伸びの内容を見ても、施設サービスの増加の影響が大きいということが分かります。

次に、障がい福祉サービス等の数値目標、実績及び見込量についてです。まずは「障がい福祉サービスの数値目標」です。(1)は「施設入所者の地域生活への移行」に関してですが、①の「平成 25 年度末時点の施設入所者のうち、地域生活に移行する者の数」は平成 25 年度末に 155 人となることを目標にしています。目標値設定にあたっての考え方は、国指針を踏まえ平成 25 年度末時点の実数から割り出したものでございます。②が「平成 25 年末時点と比較した施設入所者の減少数」ですが、29 年度末に 52 人と設定しております。これにつきましても、国指針を踏まえまして実数から割り出しているものでございます。

5 ページですが、「(2)入院中の精神障がい者の地域生活への移行」につきましては、国指針に基づきまして、また今後示される福岡県障害福祉計画に基づき策定してまいります。ちょっと数字が出ておりませんので、現在こういった状況です。

「(3) 地域生活支援拠点等の整備」についてですが、これにつきましては前回説明を申しあげました「第 4 期障害福祉計画に係る国の基本方針の見直し」によりまして、新規の項目として示されたものでございます。国の基本方針の見直しに関しましては 5 月 12 日に告示をされましたので、その関係資料を参考として資料 2～4 に添付しておりますのでご覧ください。

地域生活支援拠点等の整備につきましては、多方面に関連するということにして、目標値の設定につきましては現在調整中でございます。次回以降にお示ししたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

6 ページです。(4)の「福祉施設から一般就労及び福祉的就労への移行」についてでございます。①が「就労移行支援事業所等を通じて平成 29 年度中に一般就労する数」ということで、国方針及び過去の実績等を踏まえまして 276 人を設定しております。②は「就労支援事業の利用者数」ですが、アの「就労移行支援の利用者数」につきましては国指針及び過去の実績等を踏まえまして 780 人、イの「就労移行支援事業の就労移行率」につきましては国指針を踏まえまして 50%を目標値にしております。

7 ページからは「障がい福祉サービスに関する各サービスの見込量」についてでございます。「(1)訪問系サービス」につきましては、表の第 4 期計画の見込量のとおりでございます。実施に関する考え方につきましては、平成 25 年度実績に平成 23 年度から 25 年度の平均伸び率を乗じています。同行援護につきましては、25 年度実績に 24 年度から 25 年度の伸び率を乗じています。24 年度は移動支援からサービス移行中のため所要の調整を行っていることでございます。

重度障がい者等の支援につきましては、近年の実績を考慮し見込んでおります。見込み量確保のための方策につきましては、「障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、福祉サービスを継続して実施するとともに、さらなる充実等に努めます」としております。行動援護事業につきましては、利用者の増加に対応したサービス提供体制の確保に努めてまいります。

8 ページの「(2)日中活動系サービス」についてです。これにつきましても第 4 期計画の見込量は表のとおりでございます。実施に関する考え方は、平成 24 年度から 25 年度の伸び率を踏まえて見込量を算出してしております。就労移行支援につきましては、国指針に基づき平成 29 年度末の利用者数が平成 25 年度末の利用者から 6 割以上増加するよう見込むも

のでございます。見込み量確保のための方策としまして、障がいのある方の障がいの状態や希望に合わせて選択できるよう必要量を見込み、障がいのある方の日中活動の場の整備に努めます。

短期入所事業につきましては、NPO法人との協働事業の成果を生かし、引き続き事業所拡充に努めてまいります。

9 ページをご覧ください。「(3)居住系サービス」でございます。第4期計画の見込量については表のとおりで、実施に関する考え方はグループホームにつきましては平成24年度から25年度の伸びを踏まえて、見込量を算出しております。施設入所支援につきましては、国指針に基づき平成29年度末の施設入所者数が平成25年度末時点から4%以上削減するよう見込んでおります。見込み量確保のための方策としましては、障がいのある方の障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるようグループホーム及び入所施設の必要量を見込み、グループホームに関しては住宅都市局と連携し、市営住宅をグループホームとして計画的に活用する事業を実施することで障がいのある方の住まいの確保に努めてまいりますということです。

次に(4)の「相談支援」についてです。見込量につきましては下表のとおりですが、実施に関する考え方は、計画相談支援については国の考え方を踏まえ、障がい福祉サービス及び地域相談支援の利用者すべてを計上しています。

地域移行支援、地域定着支援については、支援実績や障がい福祉サービスの伸び率等を踏まえて見込んでおります。見込み量確保のための方策としまして、サービス等利用計画の作成を一層促進するため、特定相談支援事業所の増加及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでまいります。また、地域相談支援体制の整備・充実を図ってまいります。

10 ページでございます。地域生活支援事業の見込量です。(1)は必須事業になります。①の「相談支援事業」の見込量は下の表のとおりですが、実施に対する考え方は国の整備の動向を踏まえまして充実強化していくということで、見込み量確保のための方策としましては、3障がいに総合的に対応できる相談支援体制づくりやサービス等利用計画の普及に伴う相談支援専門員の資質の向上を図るとともに、体制の充実に努めてまいります。

また障がい者等の生活課題の解決に向け、地域生活支援協議会の協議を充実し、障がい者等が継続して地域で生活できるよう総合的な支援体制の充実を図ります。地域の相談支援の中核となる基幹相談支援センターと連携しまして、障がい者虐待の防止を推進してまいります。

11 ページです。②の「コミュニケーション支援事業」の見込量につきましては下の表のとおりです。実施に関する考え方は近年の実績等を考慮して見込んでおります。重度障がい者入院時コミュニケーション事業につきましては、平成25年度実績に重度訪問介護の伸び率を乗じております。見込み量確保のための方策につきましては、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者通訳・介助員派遣事業を継続してまいります。また、重度障がい者入院時コミュニケーション支援事業については適正な事業実施を行いますところです。

12 ページです。③の「日常生活用具給付事業」についてです。見込量は下のとおりですが、実施に関する考え方は近年の実績等を考慮して見込んでおります。見込み量確保につきましては、日常生活用具の提供事業者が100社以上あるという状況でございます。今後の見込量に十分対応可能と考えております。

13 ページです。「④移動支援事業」につきましては、見込量は下の表のとおりで、実施に関する考え方は平成 25 年度実績に居宅介護の平成 23 年度から 25 年度の平均伸び率を乗じております。見込み量確保のための方策としましては、国の制度の動向にも留意しながら適正な事業実施を行います。

次に「⑤地域活動支援センター機能強化事業」です。見込量は下の表のとおりで、実施に関する考え方は、Ⅰ型は既に完了してありまして、Ⅱ型、Ⅲ型についての小規模事業所からの移行及び障がい福祉サービス事業所への移行を考慮して見込んでおります。見込み量確保のための方策としましては、小規模事業所からの移行及び障がい福祉サービス事業所への移行を支援してまいります。

14 ページ、必須事業の最後です。「⑥発達障がい者支援センター運営事業」です。見込量は下の表のとおりで、実績に関する考え方は近年 3 年の平均伸び人数及び相談支援体制を考慮して算出しております。見込み量確保のための方策としましては、相談調整機能を高め、支援者の育成や関係機関との連携により支援体制の充実を図るということです。

次に(2)地域生活支援事業の選択事業についてになります。まず①福祉訪問事業につきましては下の表のとおりで、現在の福祉ホームの定員枠を見込んでいます。

②訪問入浴事業につきましても、近年の実績等を考慮し、下の表のとおりでございます。

15 ページです。③施設入所者就職支度金給付事業につきましては、平成 26 年度から地域生活支援事業の対象外となっております。④生活支援事業につきましては、近年の実績等を考慮して見込んでおります。

16 ページをお開きください。⑤社会参加促進事業につきましては、表のとおりでございますが、実施に関する考え方はスポーツ・レクリエーション教室開催等事業、芸術・文化講座開催等事業、点字・声の広報等発行事業は、地域生活支援事業の実績数値に計上方法を変更しております。すべての事業において同内容の事業を実施し、見込量は近年の実績等を考慮して見込んでおります。見込み量確保の方策としましては、広く事業の周知を図ってまいります。

最後の 17 ページです。⑥日中一時支援事業につきましては、見込量は表のとおりで、実施の考え方は平成 25 年度実績に平成 23 年度から 25 年度の伸び率を乗じています。方策としましては、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるように福祉サービスを継続して実行するとともに、さらなる充実を努めてまいりますということです。

⑦生活サポート事業につきましては、平成 26 年度からこれも地域生活支援事業対象外となっております。最後に⑧その他事業でございます。ここでは障がい者 110 番運営事業等が対象になっておりますが、見込量は近年の実績等を考慮してしております。見込み量確保のための方策としましては、障がい者相談支援事業等と連携して事業実施しております。

説明は以上となります。ご審議につきましては次回にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

【会長】 今ご説明いただきましたが、どうしてもこの場で聞いておきたいことがありましたら。

【委員】 今の資料の目次が最初にありますがけれども、現在の計画の流れは第 3 として、障がい者保健福祉施策の取組の方向性というのが入っております。施策推進による目標像、施策推進に当たっての視点、各障がい保健福祉施策及び取組の方向性、これはある意味、

もちろん数値目標も大切だと思いますが、数値目標を達成するためにも方向性はきちんとしていないと、数値目標は逆に達成できない、あるいは数値目標自体ができないのではないかなと思うのです。

それで現在の第3番の取組の方向性は、どの場でこういう議論ができるのか、あるいは議論した結果、どういう形で反映されるのか。あるいは障がい福祉計画とどういう関係にあるのかを提起したいと思いました。

【事務局】 その部分は最初にスケジュールのところで説明させていただいたところですが、今ご指摘をいただいた部分については、障がい者計画のほうでご議論いただくというところになります。前回の障がい保健福祉計画は2つの計画が一緒に合わさっておりますので、今回はそれを分けるということで、この部分は実際はあとにご議論いただくこととなります。最初に申し上げましたけれども、とりあえず今ご議論いただくのはこの現計画に基づいて、実績等を踏まえて、あるいは国の基本方針で入れられる部分を含めて、新計画、障がい福祉計画を作るというところをお願いしたいと思っています。

ただ、ここが一番大事なところについてはあとでご議論いただくような形になりますので、そこでまたじっくりご議論いただいて、どうしても数値目標等を変えていかないといけないという部分が出てきましたら、そこはそれで変更をかけていく必要が出てくるのかと思っています。

【会長】 もう一度議論の余地があるということです。よろしいでしょうか。

それではちょっと遅くなりましたけど、これで審議自体は終わらせていただきます。

【事務局】 本日は長時間にわたりましてご議論ありがとうございました。次回は7月22日、来週の火曜日になりますけれども、15時から開催いたします。

以上をもちまして、第2回福岡市保健福祉審議会障がい者保健福祉専門分科会を閉会させていただきます。ありがとうございました。